

資 料 提 供	
令和元年5月10日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (塗 師 木)
電 話	0857-26-7043

令和元年5月臨時県議会付議案

議案第 1号 鳥取県監査委員の選任について（人事企画課）

次の者を鳥取県監査委員に選任することについて、議会の同意を求める。

氏 名：ひろ たに なお き
広 谷 直 樹

報 告 事 項

報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（1工区建築））の変更 について（平成31年3月13日専決）（水産課）

下地鉄骨の追加、倉庫等の配置変更等により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

（変更内容）

・契約金額：変更前 1,704,323,160 円 → 変更後 1,710,876,600 円（6,553,440 円の増）

(2) 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（2工区建築））の変更 について（平成31年3月13日専決）（水産課）

下地鉄骨の追加、車止めの追加等により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

（変更内容）

・契約金額：変更前 1,564,523,640 円 → 変更後 1,566,830,520 円（2,306,880 円の増）

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成31年3月28日専決） （警察本部監察課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 47,520 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 4 月 26 日、米子警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、和解の相手方敷地内から道路に進入しようとした際、左側の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置する塀に接触し、同塀を破損させたものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成31年3月28日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 32,368 円（県過失 3 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 7 月 6 日、警察本部交通部高速道路交通警察隊の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内を走行していたところ、駐車枠から発進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成31年3月28日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：甲 鳥取市 企業

乙 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 204,353 円を甲に支払う。また、県は、人身損害に対する損害賠償金 44,179 円を乙に支払う。（県過失 9 割）

事故の概要：平成 30 年 7 月 24 日、境港警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線に車線変更した際、右後方の安全確認を怠ったため、中央側車線を直進していた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成31年3月28日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 20,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 8 月 8 日、智頭警察署の職員が、公務のため賃貸借により和解の相手方から借り受けている小型乗用自動車を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、視線誘導標に衝突し、同車両が破損したものである。また、同所属の別の職員が、公務のため同車両を運転中、前方の安全確認が不十分であったため、道路側端部の段差に衝突し、同車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成31年3月28日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 143,586 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 10 月 11 日、米子警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成31年3月28日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：岡山県倉敷市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 1,021,380 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 31 年 1 月 2 日、黒坂警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（捜査用車）を運転中、路面の積雪によりスリップして、事故を起こして停車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例（平成31年4月16日専決）（政策法務課）

新元号が制定されることに伴い、鳥取県条例の規定中令和の元号をもって表記されるべき年又は年度であって、平成の元号をもって表記されているものについては、それぞれに相当する令和の元号による年又は年度に改める。

[元号を定める政令（平成31年政令143号）の施行日施行]

(10) 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（1工区建築））の変更について（平成31年4月17日専決）（水産課）

設計時に想定していなかった埋設物の撤去により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

（変更内容）

・ 契約金額：変更前 1,710,876,600 円 → 変更後 1,712,343,240 円（1,466,640 円の増）

(11) 損害賠償に係る和解について（平成31年4月24日専決）（福祉保健課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：和解の相手方は損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わない。（県過失1割）

事故の概要：平成30年12月14日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を直進する際、右方道路から左右確認を怠り右折進入してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

報告第 2号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 12件